

市民全員・飲食店
サポート事業とは？



<事業内容>

市民の暮らしと市内の経済活動を支えるための緊急生活支援策として、市民1人当たり5,000円分のサポート利用券を配布することにより、明石市が市民全員をサポートし、市民全員で飲食店をサポートするもの。

<対象>

市内在住の市民約30万5,000人(8/1現在、明石市住民基本台帳に登録がある人)

<利用できる店舗>

市内の飲食店、日用品店、タクシー事業者(介護タクシーを含む)など、計650店舗(8/11時点)

※対象店舗は順次拡大していきます。

<利用期間>

令和3年8月30日から12月31日まで

<給付額>

1人当たり5,000円(500円券×10枚)

<予算額>

給付額(委託料)	15億2,500万円
印刷封入封緘費等(委託料)	2,600万円
換金手数料(委託料)	1,200万円
役務費(郵便料)	1億5,100万円
消耗品費等	100万円

総額 17億1,500万円

9月議会 専決処分を不承認

9月議会では、議案第71号 令和3年度明石市一般会計補正予算(第5号) 専決処分につき承認を求めることについて、賛成少数で否決しました。

9月14日～16日 本会議

3人の議員から市民全員・飲食店サポート事業に係る市長の専決処分について、賛成・反対それぞれの立場から一般質問がありました。

〔一般質問の主な内容〕

○専決処分には、特に違法性を疑うべき事項は見当たらず、むしろ議会の行為によって生じた事象について客観的事実に基づき、法に従い適切に処理された。

○継続審査の議決直後に専決処分したことは、違法な処分と言われても過言ではなく、議会を軽視するもので非常に残念だ。

〔市長答弁の主な内容〕

○専決処分は、地方自治法第179条第1項に基づいた適法な判断と考えている。8月臨時会において、事業そのものに対がなかったこと、市民の窮状により事業の実施を急ぐ必要があったことから専決処分した。

9月24日 生活文化常任委員会

議案第71号について、全会一致で否決し、専決処分を不承認としました。

〔議員からの主な意見〕

○サポート券を送付することに反対ではないが、多額の費用を投入するのであれば、事業の内容について慎重に議論し、より良い事業とするため内容を改善し、議決を経た上で実施することが望ましい。また、行政には、平等性が求められる。8月30日からサポート券の送付が開始されたが、地域によっては、まだ届いていな

9月29日 本会議

生活文化常任委員長から9月24日の委員会審査報告として、議案第71号を全会一致で否決したこと、また、8月27日に閉会中審査を行い、市長の専決処分により議案第71号は審査不要となった旨を確認したとの報告を行いました。

○専決処分は、災害等の緊急時に限定的に認められるものである。

○事業の目的が正しければ手段は何でもよいということにはならない。手段として、専決処分が正しかったのか。

○専決処分の要件である地方自治法の「議会において議決すべき事件を議決しないとき」とは、議会が議決をしないだけでなく、その先に議決を見通せないことが含まれるが、このたびの継続審査の先には、議決が見込めていた。

その後、2人の議員から議案第71号について、賛成討論と反対討論が行われ、採決の結果、賛成少数(賛成4・反対23・欠席1)で否決し、専決処分を不承認としました。



報告を行う佐々木委員長

用語説明

※1 継続審査

地方自治法第119条(会期不継続の原則)の唯一の例外は、議会閉会中における常任委員会、議会運営委員会または特別委員会の継続審査です。

委員会の活動は原則として、議会が活動能力を有している議会の開会中に限られます。ただし、その会議中に結論を得るに至らなかった事件について、特に必要がある場合は、議会閉会中においても委員会を開催して、引き続き審査させることが例外的に認められています。議会が審議する案件の中には、その内容などにより、当該会期中に結論を得るに至らない場合もあります。

このような場合に、議会の議決により、例外的に継続して審査をすることが認められており、これを継続審査といいます。

※2 長の専決処分

議会が議決すべき事件または決定すべき事件について、法律の要件を満たす場合に、例外的に長が、議会の議決または決定を経ずに議会において議決または決定したものと同様の法的効果を持つ処分または決定を行うことです。

地方自治法第179条第1項には、以下のように定められています。

- ①議会が成立しないとき(在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合)
- ②地方自治法第113条ただし書の場合において、なお会議を開くことができないとき(出席者が議長だけ、あるいは、議長以外に1人の議員しか出席がない場合)
- ③普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき(当該事件が特に緊急を要し、議会を招集して、その議決を経ている間に、その時機を失してしまうような場合)
- ④議会において議決すべき事件を議決しないとき(①から③までのほか、議決を得ることができない全ての場合を意味し、その原因が議会の故意に基づく場合であるか、それ以外の外的事情があるかは問わないが、長にとって議決を得ることが社会通念上不可能と認められる客観的根拠を必要とする。)

以上のような事由に基づき、長が専決処分をしたときは、次の議会において、これを議会に報告し、その承認を求めなければなりません。この場合、議会の承認が得られなくても、専決処分の法的効力には影響がないとされていますが、長は承認を求める議案が否決されたときは、速やかに必要と認める措置を講じ、議会に報告する必要があります。